

〔商品概要説明書〕

＜ J A秋田なまはげサマーキャンペーン 2018 : 組合員特別金利定期貯金＞

(平成30年6月1日現在)

1. 商品名	・ J A秋田なまはげサマーキャンペーン 2018 《組合員特別金利定期貯金》
2. 募集期間	・ 平成30年6月1日から平成30年8月31日まで
3. 販売対象	・ 組合員・組合員家族 (契約時同時加入可)
4. 対象商品	・ 大口定期貯金
5. 預入期間	・ 定型方式 2年
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 (新規) ・ 1円単位
7. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</p> <p>・ 中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%, 小数点第4位以下切捨て) により計算します。</p> <p>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。</p> <p>・ 20.315% (国税15.315%, 地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。</p> <p>・ 金利は店頭のポスターに表示しています。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、取扱いを中止することがあります。</p>
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	<p>・ 当該貯金は総合口座の担保に組入れできます (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)。</p> <p>・ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いはできません。</p>
11. 中途解約時の取扱い	<p>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA, BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p style="margin-left: 2em;">A 解約日における普通貯金の利率</p> <p style="margin-left: 2em;">B 約定利率 - 約定利率×30% (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)</p> <p style="margin-left: 2em;">C 約定利率 - $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率 (Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、いずれか低い利率とします。</p>

	<p>A 約定利率 $-$ 約定利率 \times 30%</p> <p style="text-align: center;">(基準利率 $-$ 約定利率) \times (約定日数 $-$ 預入日数)</p> <p>B 約定利率 $-$ $\frac{\text{---}}{\text{預入日数}}$</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、すでに中間利払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
12. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
13. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融業務課（電話：018-832-6626）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融業務課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
14. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 秋田なまはげ